

基礎研 レポート

IFRS 第 17 号(保険契約)の修正に 関する ED の公表について －ED の概要及び関係者の初期反応等－

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1-はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、「2021 年 1 月 1 日以降に開始する期間」からの適用を求めていた。

ただし、これに対して、各国の保険業界団体等から、その適用スケジュールがかなり厳しいとの意見が発出され、さらには、基準そのものに対する問題点も指摘され、各種の懸念事項が提起されてきた。こうした動きを受けて、IASB も 2018 年 10 月 24 日から IFRS 第 17 号の見直しに関する議論をスタートして、これらの意見に対する対応等を協議してきた。

これらの状況については、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号 \(保険契約\) を巡る動向について\(1\)－各国の実施延期を求める動き及び IFRS 導入の影響分析等－](#)」(2018.12.21)及び「[IFRS 第 17 号 \(保険契約\) を巡る動向について\(2\)－IASB における検討状況と各種関係団体の反応等－](#)」(2018.12.28) (以下、これらを「前回のレポート」と呼ぶ) で、2018 年末までの動き等を報告した。

その協議の結果として、IASB は 2019 年 6 月 26 日に、公開協議のための「IFRS 第 17 号 (保険契約) の修正」とする ED (Exposure Draft : 公開草案)¹を公表した。

今回のレポートでは、この ED の内容及びこれに対する EFRAG をはじめとする関係団体等の初期反応、さらには関連する参考情報として IFRS 第 17 号を巡る最近の動向等を報告する。

¹ 基準

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifs-17/ed-amendments-to-ifs-17.pdf8> (英語)

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifs-17/ed-amendments-to-ifs-17-jp.pdf> (日本語)

結論の根拠 :

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifs-17/ed-amendments-to-ifs-17-basis-for-conclusions.pdf> (英語)

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifs-17/ed-amendments-to-ifs-17-basis-for-conclusions-jp.pdf>
(日本語)

2—今回の修正 ED の概要

1 | 今回の ED の提案理由

今回の ED の提案理由については、ED の導入部において、以下の通り説明されている。

IASB によって公表されたこの ED（公開草案）は、IFRS 第 17 号保険契約（2017 年 5 月発行）の実施に向けての間に利害関係者によって提起された懸念及び課題に対応するための IFRS 第 17 号の的を絞った修正を提案している。

IFRS 第 17 号は、IFRS 第 4 号「保険契約」を適用するために使用される広範な保険会計実務における多くの不備に対処するために必要であり、かなりの規模の実施に向けての活動は既に進行中である。IASB は、利害関係者によって提起された懸念と課題を検討し、IFRS 第 17 号への的を絞った修正を提案する潜在的費用は、それらの修正が本基準を実施する会社に有意義な支援を提供し、さらにこれらの修正が以下の条件を満たすならば、正当化できると結論付けた。

- (a) 本基準の基本原則を変更することはない。それは、そうでなければ IFRS 第 17 号の適用から生じるであろう情報と比較して、財務諸表利用者にとって有用な情報が著しく失われることになるからである。
- (b) IFRS 第 17 号の発効日において、既に進行中の実施に向けた活動を不当に混乱させたり、不当な遅延を招くことを回避する。

2 | 今回の ED の提案のポイント

IASB は、上記の要件を満たすものとして、ED において、以下の 8 つのトピック（(i) 軽微な修正を除く）に関して、IFRS 第 17 号への的を絞った修正を提案している。以下の内容は、ED 及び IASB が公表している「Snapshot: Amendments to IFRS 17」²に基づいている。

(a) 適用範囲の除外

保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及びローン契約の取扱いについて、以下の通りとする。

- ・特定の要件（会社が顧客との契約の価格設定において、個々の顧客に関連した保険リスクの評価を反映していない場合）を満たすクレジットカード契約について、IFRS 第 17 号の適用範囲から除外し、IFRS 第 9 号を適用する。
- ・特定の要件（死亡免除付ローンのように、保険事故の補償が契約者の義務を解消するために要求される金額に限定されている場合）を満たすローン契約について、IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれかを適用することができる。

(b) 契約獲得キャッシュフロー

いくらかの契約獲得費用を予想される将来の更新に配分する。結果として損失の発生する契約が減少し、契約獲得費用のための資産が増加することになる。

- ・（ブローカーに支払われる手数料のような）契約獲得キャッシュフローを関連する更新後の契約にも配分する。

² <https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17-snapshot.pdf?la=en>

- ・会社が更新後の契約を認識するまで、これらの契約獲得キャッシュフローを資産として計上する。
- ・会社が更新後の契約を認識するまで、報告期間毎に当該資産の回収可能性を評価する。
- ・財務諸表の注記に、以下の情報の開示を要求する。
 - ・期首から期末における当該資産の異動
 - ・当該資産の認識中止や更新後の保険契約グループの測定に含める時期に関する情報
 - ・減損損失の認識やその取消を異動表で区分して開示

(c) 投資リターンサービス及び投資関連サービスに起因する契約上のサービスマージン (CSM)

一部の契約について、収益認識と投資サービスの提供との整合性を高める。

- ・一般的な測定モデルにおける保険収益の認識は、保険カバーだけでなく、投資リターンサービス及び投資関連サービスに起因する契約上のサービスマージン (CSM) も含めて考慮する。
- ・財務諸表の注記に、以下の情報に関する開示を要求する。
 - ・保険料配分アプローチが適用される以外の保険契約について、将来の損益における報告期間末の CSM を定量的に開示する (現在の IFRS 第 17 号で認められていた定性的な開示のみを行う選択肢は削除)
 - ・保険カバー及び投資リターンサービス及び投資関連サービスが提供する便益の相対的ウェイトを決定するために採用した判断

(d) 保有再保険契約

元受契約の発行前又は同時に発行されている比例再保険契約について、基礎となる元受契約が不利な契約である場合に、対応する再保険契約の利得を直ちに認識することで、会計上のミスマッチを軽減する。

当初認識時に不利な元受契約の損失を認識している場合で、対応する再保険契約が、以下の条件を満たしている場合に、この再保険契約の利得を認識する。

- ・元受契約の保険金を比例的にカバーする (即ち、保険金の固定された割合を回収する)
- ・不利な元受契約が発行される前又は同時に発行された

(e) 財政状態計算書への表示

会社が、保険契約のグループではなく、保険契約のポートフォリオを使用して決定されるレベルで、保険契約の資産及び負債を財政状態計算書に表示することを要求する (簡素化)。

(f) リスク軽減オプションの適用

会社が金融リスクを軽減するために再保険契約を使用する場合に適用できるように、リスク軽減オプションを拡張して、会計上のミスマッチを軽減する。

直接連動有配当契約の金融リスクを軽減するために再保険契約を使用する場合にリスク軽減オプションを使用することが認められる。

(g) IFRS 第 17 号及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的免除の発効日

IFRS 第 17 号の発効日を 2021 年から 2022 年 (1 月 1 日以降に開始する事業年度) に 1 年延期し、(一定の条件を満たす保険会社等に認められている) 既存の IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の発効日も 2021 年から 2022 年に 1 年延期する。

(h) 移行措置の変更及び救済

基準を初めて適用する時に、会社が使用する3つの簡便化のオプションを追加する。

①企業結合

・修正遡及アプローチが認められる場合や公正価値アプローチの適用において、会社は、企業結合により取得した保険金支払負債を残存カバーに対する負債ではなく、発生保険金に対する負債として、分類することができる。

②移行日からのリスク軽減

会社がオプションを適用する日又はそれ以前にリスク軽減関係を指定した場合に限り、会社は移行日以降に将来に向かって B115 項のリスク軽減オプションを適用することができる。

③リスク軽減と公正価値アプローチ

直接連動有配当保険契約のグループに対して、以下の要件を満たす場合に、公正価値アプローチの適用を選択することができる。

- ・移行日から将来に向かって、リスク軽減オプションを保険契約グループに適用することを選択する。
- ・移行日までに、保険契約のグループから生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は再保険契約を使用していた。

(i) 軽微な修正

IASB は、IFRS 第 17 号の起草が審議会の意図する結果を達成しないいくつかの事例に対処するための軽微な修正を提案している。この中には、例えば「投資要素の定義の明確化」等が含まれている。

なお、IASB は、「IFRS 第 17 号の修正」に付属するものとして「結論の根拠」も公表しているが、これは、ED に対する審議会の論理的根拠を説明している。結論の根拠はまた、審議会が検討し提案しないことを決定したその他の修正のための審議会の論理的根拠を説明している (BC164~BC220)。結論の根拠の BC221 項は、提案された修正の想定される費用と便益を要約している。

3 | 次のステップ

次のステップについては、ED の導入部において、以下の通り説明されている。

この ED に対する協議期間は、90 日間でコメントは 2019 年 9 月 25 日までに求められる。

審議会は、2019 年 9 月 25 日までに公開草案について受け取ったコメントを検討し、IFRS 第 17 号の修正案の提案を進めるかどうかを決定する。審議会は、2020 年半ばに IFRS 第 17 号の修正を公表する予定である。

更なる実施上の問題が生じる可能性があるが、審議会は、更なる問題が更なる基準設定につながる可能性は低いと想定している。IFRS 第 17 号の公表以降、実質的な実施上の問題を識別するために利害関係者はかなりの時間を費やしており、審議会はそのような問題が既に識別されていることを期待している。さらに、IFRS 第 17 号へのいかなる追加変更も実施プロセスを助けるよりもむしろ混乱させる可能性が高いことを認識して、審議会は IFRS 第 17 号の実施後レビューの後まで更なる修正を提案することに消極的である。

4 | その他

IASB は今回の協議を補完するために、ロンドン、香港、トロント及びシドニーにおいて、国家基準設定主体等との共同で、ステークホルダーイベントを開催する。

今回の修正版の ED 公表に関して、IASB の Hans Hoogervorst 議長は、「IFRS 第 17 号への移行は大きな課題であり、この提案された的を絞った修正のパッケージは、保険会社が新しい基準を継続的に実施するうえで役立つ。」と述べた。

3—今回の修正 ED に対する全体的な初期反応

今回の修正提案に対する全体的な初期反応としては、例えば以下の点が挙げられるようである。

1 | 再保険契約の取扱

今回の提案において、再保険契約について、比例再保険の場合の対応が図られたことは、基礎となる保険契約とのミスマッチを減らすのに役立つことから、保険業界に歓迎されている。一方で、非比例式再保険の場合の解決策は示されていないことや変動手数料アプローチ（VFA）が使用できないことに対して不満の声が出ている。保険の収益創出と関連する再保険を別々に検討するアプローチは基本的に不適切であり、2つの契約は一緒に測定されるべきとの考え方が述べられている。

さらには、比例再保険として認められる範囲のレベルや元受と再保険の契約の境界線の不一致の問題についても、引き続きさらなる対応が必要との声が出ているようである。

2 | 発効日

発効日の1年の延期は、一部の保険会社によって歓迎されているが、引き続き2年の延期を求めて、不満を有している保険会社等も多いようである。

前回のレポートで報告したように、保険業界はグローバルに一致団結して、IFRS 第 17 号の最低2年の実施延期を求めてきた。中小の保険会社を中心に、多くの保険会社にとって、今回の IFRS 第 17 号の実施が極めて大きな変更を保険会社に要求するものであることから、十分な準備ができていないことがその背景にある。

一方で、そもそもの1年の延期に対しても一部否定的な意見も出ていた中であって、今回の ED に対して、引き続きの強い2年間の実施延期要請等が提出されていくことになるのかは注目される。

3 | 移行時の取扱

現実的でない場合を除き、保険会社は IFRS 第 17 号が契約当初から適用されていたかのようにその契約を会計処理すること（完全遡及アプローチ）が要求される。完全遡及アプローチが実行不可能な場合、会社は修正遡及アプローチ³又は公正価値アプローチ⁴のいずれかを使用することができる。ただし、これは、合理的（reasonable）で裏付け可能（supportable）な情報が利用可能である場合にのみしか適用できない。

³ 実務的に可能な範囲まで遡って、簡便的に評価する。

⁴ 移行日時点の情報に基づいて評価する。

完全遡及アプローチの適用は実務上困難なケースが多く、公正価値アプローチの適用も適用日前後の契約の取扱いでクリフが発生するということから、多くの保険会社は、修正遡及アプローチの適用を検討しているものと想定される。従って、その実行可能性を高めるための措置を要求してきた。

IASB は、今回の ED で、移行要求を修正しないことを決定し、かわりにいくつかの救済策を提供した。ただし、今回の対応が十分な措置を提供しているわけではなく、引き続き問題が残っていると述べている業界関係者が多いようである。

移行時の取扱は、新しい会計基準の適用における期首の数字の設定に関する問題であるが、その設定の仕方によって、以後の収益の出現パターン等が大きく影響を受けてくることになる。保険契約は長期間にわたることから、この影響は長期にわたって現われてくることになる。

一方で、新しい会計要件に対応した十分なデータを準備することには膨大な負荷がかかることになり、これとのバランスを図りつつ、適正な水準の見積もりを行うためには、相当程度の柔軟性も認められることが必要になってくる。

4 | 投資リターンサービス及び投資関連サービスに起因する契約上のサービスマージン

IASB は、一定の基準が満たされている場合、必ずしも投資要素が存在しなくても投資リターンサービスを利益として認識することを認めることを決定した。これは、投資リターンサービスが保険契約の累積段階で認識されることを意味するため、特定の繰延年金契約の取扱いを改善する可能性がある。ただし、この取扱いについても、どの程度まで認められるのかについて十分な明瞭性があるとはいえないことから、多くのコメントを受けることになることが想定されているようだ。

5 | 年次コホート

EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）が提起したトピックのうち、いくつかの項目においては有益な改善が提案されたが、さらにいくつかの重要な問題が未解決なままである。特に、年次コホートの問題について、何らの変更も行われなかった。これについては、リスクシェアリングに基づく保険のビジネスモデルを反映していないとして、批判されている（EFRAG のドラフトコメントの内容については、以下の「4—EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）からの初期反応」で詳しく述べる）。

4—EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)からの初期反応

欧州の会計基準設定において重要な位置付けを有している EFRAG（European Financial Reporting Advisory Group：欧州財務報告諮問グループ）は、IASB の IFRS 第 17 号の修正に関する公開草案 ED に対応して、2019 年 7 月 15 日に、コメントレターの草案を公表⁵し、その提案に関する関係者の意見を求めている。

このドラフトコメントレターへのコメントは 9 月 2 日締切りとなっている。

⁵ EFRAG の公表資料

<http://www.efrag.org/News/Project-375/EFRAGs-draft-comment-letter-on-the-IASBs-ED20194-Amendments-to-IFRS-17-?AspxAutoDetectCookieSupport=1>

ドラフトコメントレター

<http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/Project%20Documents/289/Amendments%20to%20IFRS%2017%20-%20DCL%20-%20final%202019-07-15.pdf>

1 | 全体的

今回のドラフトコメントレターの中で、EFRAG は、IASB が受け取った全ての懸念と批判を把握し分析するために行った徹底的なプロセスについて賞賛し、提案された変更を広く支持した。

さらに、EFRAG の 2018 年 9 月 3 日付けのレター⁶で確認されたトピックの検討に対する感謝の意を表明したが、一方でいくつかの問題を強調した。

2 | 具体的な主な指摘事項

EFRAG の公表資料によれば、主として以下のような問題点が指摘されている。

(1) 特定の契約に対する年次コホート要件の例外

・EFRAG は、IFRS 第 17 号における集約要件のレベルに関する IASB の報告目的、すなわち、長期にわたる利益動向の描写、それらの契約期間にわたる契約の利益の認識、及び不利な契約からの損失の適時の認識に同意する。EFRAG は、年間コホート要件は、個々の契約を追跡することと、リスクが似ているが収益性のレベルが異なる契約がある場合でも、不利な契約の認識を保証することとの間のトレードオフであることを認識している。それにもかかわらず、EFRAG は、特に他の契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えるか、又はその影響を受けるキャッシュフローを伴う契約に関して、要件がいくつかの事実パターンで不要なコストをもたらすと考えている。したがって、EFRAG は、特定のケースで年間コホート要件がそのような契約に対して正当化されるかどうかを再検討する価値があると考えている。EFRAG は、BC138 項から始めて、IASB がそのような契約の例外の開発を検討することを勧告する。例外は、IFRS 第 17 号における集約要件のレベルの報告目的を反映しているべきである。

(2) 修正遡及アプローチの使用制限に関する実施上の課題

・EFRAG は、修正を適用する際に作成者が直面する実施上の課題について引き続き懸念を抱いている。遡及的アプローチであり、IASB が、欠落している情報を概算するのに必要なものも含めて、見積りの使用が認められていることを最終基準の本文で確認することを奨励する。

(3) 移行時のリスク軽減オプションの遡及的適用

・EFRAG は、移行時のリスク軽減オプションの遡及的適用がさらに注目に値するという見解である。

(4) 欧州における承認のための十分な時間を許容するための IFRS 第 9 号のオプション延期を延長する IFRS 第 4 号への修正の発行

・EFRAG は、IFRS 第 9 号のオプション延期を延長する IFRS 第 4 号保険契約に対する必要な修正は、現在の満了前に欧州内での適時の承認を可能にするために、2021 年 1 月 1 日の現在の満了日の前に欧州内でタイムリーな承認を可能にするために、できるだけ早く、遅くとも 2020 年 6 月末までに公表する必要があると考える。

(参考) 年次コホートについて

多くの利害関係者は、契約を年次コホートにグループ化するという要件は、過度に複雑であり、運

⁶ <http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FMr.%2520Hans%2520Hoogervorst%2520letter%2520signed%2520-%2520IFRS%252017%2520Insurance%2520Contracts.pdf>

用上の負担が生じる可能性があり、その便益はコストを上回るものではない、と述べてきた。しかし、IASB は、利益を平均化し、異なる世代の保険契約からの利益報告を歪め、ビジネスモデルに内在するリスクを覆い隠すことを回避する必要性を指摘して、変更を行わないことを決定した。

これに対して、EFRAG は、ドラフトコメントレターの中で、IASB が達成したい集約レベルの要件の3つの目的、①経時的な利益の傾向を描くこと、②収益力のある契約の利益を認識すること、③不利な契約からの損失を認識すること、には同意したものの、この要件は特定の契約、特に他の契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えるか、又はその影響を受けるキャッシュフローを有する契約には不必要なコストをもたらすと述べた。

EFRAG は、この種の契約には例外の余地があるとし、例外がどの程度カバーするのかについて境界を設定する必要があると述べた。

ドラフトコメントレターの中で、EFRAG は、IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC138 項からスタートして、IASB の 3 つの目的を満たす契約についての例外の開発を検討することを IASB に勧告している。

BC138 項は、要件が、報告される金額に達するために使用される方法論ではなく、報告される金額を特定していると認めている。これは、状況によっては、会社が同じ会計上の結果を達成するために年次コホートを適用する必要はないかもしれないことを意味している。

EFRAG は、この BC138 項の結論が基準の本体にまで引き上げられることを提案している。

一方で、IASB は、BC138 項において「例外を導入すると複雑さが増し、境界が全ての状況において堅牢又は適切ではないというリスクが生じる」と述べている。しかし、EFRAG は、追加された複雑さがより少ないコストで同じ利点を達成することにつながるのであれば正当化される、としている。

(参考) IFRS 第 17 号の結論の根拠 BC138 項

審議会は、1 年を超えて発行された契約をグループに含めることを禁止することが、他のグループの契約の保険契約者へのキャッシュフローに影響を与えるか又は影響を受けるキャッシュフローを有する契約に対して不自然な分割を生み出すかどうかを検討した。一部の利害関係者は、このような分割がそれらの契約の報告結果を歪めることになり、運用上の負担にもなると主張した。しかし、審議会は、そのような契約グループについての履行キャッシュフローを決定するために IFRS 第 17 号の要件を適用することは、そのような契約の成果の適切な描写を提供すると結論付けた (BC171 項から BC174 項参照)。審議会は、リスクを完全に共有する契約については、グループを一緒にすることが、単一の結合されたリスク共有ポートフォリオと同じ結果をもたらすことを認識し、したがって、IFRS 第 17 号が、1 年以内に発行された契約のみを含めるようにグループを制限するという要件に例外を設けるべきかどうかを検討した。しかし、審議会は、そのような例外について境界を設定することは、IFRS 第 17 号を複雑にし、境界が全ての状況において強固でも適切でもないというリスクを生み出すと結論付けた。それゆえ、IFRS 第 17 号はそのような例外を設けていない。それでも、審議会は、要件は報告される金額を規定しており、それらの金額を達成するために使用される方法論を規定していないことに留意した。したがって、状況によっては同じ会計上の結果を達成するために、会社がこの方法でグループを制限する必要はないかもしれない。

3 | 全体的

ドラフトコメントレターは、いくつかの修正の範囲では完全には把握されないであろう、いくつかの可能性のある事実パターンの広がり进行评估するために必要なインプットを含む、いくつかのトピックに関するフィードバックを要求している。

EFRAG は、2019 年 9 月 2 日までに公開草案で提起された質問及び EFRAG 自身が提起した質問に対する回答草案に対するコメントを要求している。

今回のドラフトコメントレターに対しても、多くの意見が寄せられ、最終的なコメントレターの作成に向けては、さらなる議論が行われていくことが想定される。

(参考) EFRAG の 2018 年 9 月 3 日付けのレターで確認されたトピックの概要

因みに、EFRAG の 2018 年 9 月 3 日付けのレターで確認されたトピックの概要は、前回のレポートで報告したように、以下の通りであった。

上記で述べたように、IASB はこれらの 6 つのトピックのうち 5 つについては、一定程度の対応を行ったが、年次コホートの問題については、その要件を保持することとしている。

(a) 範囲の排除

- ・ 契約の更新が想定されている場合であっても、契約獲得キャッシュフローは契約の境界線を超えて配分することはできない。
- ・ 構成員は、これが原因で収入と費用が間違っ てマッチングすると主張する。この処理により、想定された更新が考慮されると顧客関係が利益を上げることが予想される場合であっても、会計上の目的で不利な契約と見なされる契約が生じる可能性がある。
- ・ 一部の構成員は、他の業界では、IFRS 第 15 号「顧客との契約からの収益」に従って、想定される更新を含む期間にわたり増加する獲得費用を償却することが認められていることに留意している。

(b) CSM (契約上のサービスマージン) の償却

- ・ 構成員は、変動手数料アプローチ (VFA) のカバレッジ・ユニットのドライバーとして投資サービスを含めるという IASB の決定に同意しているが、これは一般モデルの一部の契約にも適用すべきであるという見解がある。保険カバレッジの提供のみに基づく利益認識は、VFA に適格ではないが投資サービスを含む特定の商品に対する保険会社の業績の忠実な表現を提供しない、という懸念がある。

(c) 再保険 (再保険後に収益性のある不利な基礎契約、基礎契約がまだ発行されていない再保険契約の契約境界線)

- ・ 構成員は、IFRS 第 17 号の再保険アプローチが、以下の会計上のミスマッチを発生させると考えている。
 - (a) 不利な契約については、出再保険会社は損益計算書を通じて損失要素を認識しなければならないが、対応する再保険契約からの関連利益は保険期間にわたって繰り延べられる。
 - (b) 保有する再保険契約の契約境界線は、基礎となる保険契約の契約境界線と一致しない。つまり、再保険会計には、まだ引受／認識されていない保険契約の見積もりが含まれる。

- ・保険と再保険会計との間の矛盾は、財務諸表が再保険後のネットリスクポジションを適切に反映しておらず、結果として損益認識パターンが歪んでいることを意味するという懸念がある。

(d)移行(修正遡及アプローチによって提供される救済の程度及び公正価値アプローチを適用する際の課題)

- ・構成員は、修正遡及アプローチが非常に限定的であると考えており、そのため実際に修正遡及アプローチが可能にする簡素化を提供しないであろう。
- ・また、構成員は、IFRS 第 9 号金融商品を適用する際に OCI (その他の包括利益) を通じて公正価値で会計処理される資産には、公正価値アプローチの下で、OCI をゼロに設定する選択肢は利用できないことを示している。
- ・修正遡及アプローチをさらに簡素化しないと、保険会社は多くのポートフォリオに対して公正価値アプローチを適用する必要があるという懸念がある。これらの構成員はまた、公正価値アプローチがいくつかの場合に有益な実的手段である一方で、全ての場合において適切な収益認識パターンを提供しない可能性があることを主張している。
- ・さらに、関連する資産に対する過去の OCI を維持するのに対して、移行時に負債の OCI をゼロに設定すると、移行時に資本が歪曲し、結果が大幅に進行する懸念がある。

(e)年次コホート (VFA 契約を含む費用対効果のトレードオフ)

- ・構成員は、1 年を超えて発行された契約を集約することの禁止が過度に複雑であることを示している。懸案事項は、年次コホートの要件が過大なレベルの細分化、重大な実施上の課題につながり、コストがかかることである。
- ・IFRS 第 17 号自体ではなく、結論の根拠に含まれる VFA 契約の年次コホート要件から「救済」を提供する操作性も疑問視される。

(f)貸借対照表の提示(資産ポジションのグループ及び負債ポジションのグループの分離開示及び受取債権及び/又は支払債務の非分離の費用対効果のトレードオフ)

- ・IFRS 第 17 号は、契約のグループを資産又は負債として表示することを要求している。構成員は、現在、決済される請求債務、未経過保険料、未収金/未払費用などの異なる要素を別々に取り扱い、異なるシステムで管理している。IFRS 第 17 号で定義されている契約のグループは、資産から負債ポジションに頻繁に切り替わる可能性がある。
- ・EFRAG は、表示にのみ影響する IFRS 第 17 号により要求されるアプローチが、現行のアプローチと比較して、重大でコストのかかるシステム変更を必要とすることを知っている。また、IFRS 第 17 号では、保険債権、保険貸付及び再保険担保(留保資金)がもはや貸借対照表に別個に表示されなくなる。

5—IFRS 第 17 号を巡るその他の動向

この章では、今回の IASB による IFRS 第 17 号の修正に関する ED への反応とは独立して、IFRS 第 17 号を巡るその他の動向について報告する。

1 | IFRS 第 17 号の準備状況に関する Milliman のアンケート

2019年6月6日に、Milliman は、2018年末における IFRS 第 17 号に対する保険会社及び再保険会社の準備状況を測定するためのグローバル調査を実施した結果を公表⁷している。この調査は、企業が基準を通常通りにビジネスに変換する（BAU）プロセスの進歩を評価し、様々な市場での進歩を比較することを目的としていた。このレポートは英国と欧州の市場に焦点を当て、注目に値する世界の会社の準備状況と比較しながら、EU 全域の 36 社から寄せられた回答を要約している⁸。

この調査結果によると、保険会社の半数以上（54%）が、IFRS 第 17 号の適用がソルベンシー II よりも複雑であると予想している。また、その複雑さの理由としては、IFRS 第 17 号で要求されるデータのレベル、新しい手法の実施、新しいシステムの構築、そして新しい基準の解釈に関する綱目が挙げられている。

また、EU の回答者の大部分（77%）は、IFRS 第 17 号に基づく報告に使用される前提は、ソルベンシー II 報告のためのものと殆ど同じか同等であると想定していると回答している。

主要なトピックに対する回答状況のうちのいくつかの項目は、例えば以下の通りとなっている。

(1) 割引率

保険負債を算出するための割引率については、トップダウンとボトムアップのアプローチの2つのアプローチが認められているが、EU 保険会社の 42%及び非 EU 保険会社の 43%がボトムアップアプローチを、EU 保険会社の 33%及び非 EU 保険会社の約 15%がトップダウンアプローチを使用するつもりであり、残りの回答者はアプローチを決定していない、としている。

理論上はどのアプローチを使用しても同じ結果が得られることになるが、実際はアプローチが異なると結果も異なり、比較可能性が失われることが懸念されている。

(2) リスク調整

IFRS 第 17 号に基づくリスク調整は、ソルベンシー II のリスク・マージンと同様の概念であるが、ソルベンシー II とは異なり、保険会社は IFRS 第 17 号に基づくリスク調整を計算する方法を自由に決めることができる。

EU 保険会社の 47%、非 EU 保険会社の 40%がリスク調整の計算方法を決定しているが、これは会社が業界からの追加のガイダンスを求めている主要分野の 1 つとなっている。

(3) 不利な契約

会社が契約開始時に不利な契約をどのように定義しようとしているのかについては、半数以上（56%）の EU 保険会社が不利な契約を定義するために新しい計算を使用する予定であるとし、16%が価格レポート又は既存価格レポートの調整バージョンを使用すると述べていた。

Milliman は、この調査結果は多くの企業が IFRS 第 17 号と以前の基準の下での収益性の間に強い関連性を見ていないことを示唆していると述べている。

(4) ビジネスへの影響

IFRS 第 17 号がビジネスに与えるより幅広い影響については、EU の保険会社の 3 分の 2 以上が、

⁷ <http://www.milliman.com/insight/2019/Milliman-IFRS-17-Preparedness-Survey-2018-UK-and-EU-highlights/#>

⁸ Milliman は、2018年9月から11月にかけて118のグローバル保険会社に調査を依頼したとしている。

貸借対照表への直接的な影響を超えての何らかの変化を想定している。このうち商品の価格設定が50%以上の回答者によって選択されて、一般的なコンセンサスとなっている。

別の質問では、EUの回答者の59%が、IFRS第17号の下では少なくとも1つの商品ラインが魅力的でなくなると想定している。

2 | IFRS 第17号に対する意見等

IFRS第17号に対しては、これまでも多くの意見が寄せられてきたが、ここでは既に述べてきた具体的な項目に対する意見とは別に、IFRS第17号の準備を進めている保険業界からの全体的な意見を中心に紹介する。

(1)IFRS 第17号の便益—比較可能性と理解可能性の改善—

いくつかの保険会社が、IFRS第17号の便益について、懐疑的な見方を示している。特に、プリンシプルベースの会計基準の性格が一貫性を妨げることになると懸念している。

IFRS第17号は、確かに投資家が保険会社間の比較を行う上で、役立つかもしれない。ただし、新しい基準がどのように機能するのか、例えば商品設計にどのように影響するのかについては未だ明確でない。

IFRS第17号には、その解釈に委ねられている多くのプリンシプルがあるため、これは比較可能性の水準に影響を与え、その便益に疑問を呈することになりかねない。

また、投資家や顧客の理解可能性の改善についても、疑問があるとの意見があるようだ。

(2)今回の修正に伴う不透明性

今回の修正内容の決定時期も含めた、IFRS第17号を巡る不確実性と適用時期との関係で、プロジェクトを進めていくのに十分な時間が確保できるのか否かが懸念となっているようである。特に、今後のEFRAGでの議論の状況によっては、欧州での承認時期やその内容についての不透明性の程度が高まってくることにもなる。

(3)開発に伴う負担

IFRS第17号への対応には、ソルベンシーIIでの対応が役にたっている部分も多いと想定されているが、一方で、IFRS第17号によって、ソルベンシーII対応のシステムや報告にも影響を与えることになることも想定されている。

IFRS第17号での報告には、過去のデータや過去の保険数理上の仮定の利用が可能にならなければならないが、これには多大な時間と労力が必要となる。

(4)移行措置への対応

移行措置に関して、多くの会社は未だ検討段階にあるようである。当初は実務上の理由から公正価値アプローチを使用することを考えていた会社も多かったようであるが、それが必ずしもベストな選択肢ではないということが認識されてきて、別の選択肢を検討してきているようである。

修正遡及アプローチや一部の契約ブロックに公正価値を使用し、他の契約ブロックには完全又は修正遡及アプローチを適用するという方式等を含めて、議論・検討が行われているようである。

従って、現段階において、リスク調整のアプローチを最終決定した会社は限られているようである。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、IFRS 第 17 号の修正に関する ED の内容及びこれに対する EFRAG をはじめとする関係団体等の初期反応、さらには関連する参考情報として IFRS 第 17 号を巡る最近の動向等を報告してきた。

今後、利害関係者による ED の検討が進んで、9 月 25 日までには、各種の意見が提出されていくことになる。ただし、今回報告した EFRAG の初期反応等をもみても、引き続き多くの意見が提出されることが想定されることになる。

こうした意見を踏まえて、IASB がどのような対応を行っていくのか、それに対して関係者がどのような反応を示していくのか、が注目されていくことになる。

IFRS 第 17 号については、日本の保険会社も大きな影響を受ける可能性がある会計基準であることから、今後の動向については引き続き注視していきたい。

以 上